

外国為替証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(追加証拠金)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとし、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(積立FX<つみたて外貨>取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下「その他口座」といいます)に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15条～第20条 (略)</p> <p>(差引計算)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとし、</p> <p>第22条～第36条 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(追加証拠金)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとし、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(積立FX取引、オプションFX取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下「その他口座」といいます)に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15条～第20条 (略)</p> <p>(差引計算)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金および預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとし、</p> <p>第22条～第36条 (略)</p>

(2023年9月施行)

(2023年7月施行)